

CO・OP

京都の生協

2005 / MAY / No. 56
京都府生活協同組合連合会

安心してくらせる社会にむけて
消費者団体訴訟制度の実現へ
—消費者が泣き寝入りしないために—



Talk Talk トークとーく

- NPO法人京都消費者契約ネットワーク
理事長/弁護士 長尾 治助さん
- 京都府生活協同組合連合会
会長理事 小林 智子

対談

TalkTalk

トークとーく



安心してくららせる社会にむけて

消費者団体訴訟制度の実現へ

—消費者が泣き寝入りしないために—

NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長／弁護士 長尾 治 助さん

京都府生活協同組合連合会 会長理事 小林 智子

契約や勧誘による消費者トラブルが急増し、悪徳商法も手をかえ品をかえて、被害があとをたない状況です。消費者が個人で裁判を起すというのは、お金の面でも時間の面でも、また専門的な知識の面からいっても、たいへんむずかしいのが現状。多くの消費者が「泣き寝入り」をよぎなくされています。しかし、消費者にかわって消費者団体が裁判を起せるようになれば、同じような被害の広がりをふせ

ぎ、すでにトラブルにまきこまれてしまった人も、消費者団体のえた勝訴判決の効果を活用するなどして、より救済がうけやすくなります。2006年の通常国会に、「消費者団体訴訟制度」が上程される予定です。こうした制度の実現を見越して、いちはやく消費者の権利をまもる活動をすすめてきている、NPO法人京都消費者契約ネットワークの長尾 治助理事長におはなしをうかがいました。

“捨て金”だった「大学の授業料」も返還される！

小林 先生は民法、とくに消費者法が専門とおうかがいました。

長尾 はい、いつも「消費者の声がとどく裁判を」と願っています。

小林 私たち消費者としては心づよいかぎりです。いま、消費者被害がふえるなかで、「振り込め詐欺」

が大問題になっています。一方で、この間、大学入試ですべりどめでう

けて合格した大学について、入学しなかったさいの大学の入学金や授業料がこれまでは返還してもらえなかつたのですが、いくつか裁判がおこなわれて、返還されるようになりましたよね。

長尾 いままでは、併願であれ、合格したら入学金や授業料を払わな

いと入学資格が取り消されたので、

本命の大学に合格した人は、ほかの合格大学へ授業料をまさに「捨て金」として払っていたんですね。しかし、入学しない大学にお金を払うのはおかしいと、受験生や保護者のみなさんが各地で返還訴訟を起こされて、

京都地裁は、「授業料だけではなく、入学金も返還しなさい」という判決

を出しました。京都地裁以外は、

C/O/N/T/E/N/T/S

トークとーく対談

安心してくららせる社会にむけて

～消費者団体訴訟制度の実現へ	2
京都生協が「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」を開催	7
京都市消費生活条例 全会一致で採択	8
京都府 食の安心・安全の確保にむけて条例策定へ	9
京都議定書発効は 地球環境と人類の未来を守るための一歩	10

会員生協 NOW② 立命館生活協同組合

12

TOPICS

14

●「30代・40代から考える年金」をテーマにライフプランセミナーを開催

●04年度監事・役員研修会～テーマは「個人情報保護ガイドラインについて」

●近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会

●「食の安全とわかりやすい食品表示」の学習会

●京ブランド食品認定事業すすむ

●CO-OP牛乳産直交流協会第15回総会開催

●NPT再検討会議 生協代表派遣 学習・激励会

●京都大学桂キャンパス福利棟竣工披露式

●マスコミ関係者と京都府生協連役職員との懇談会

おもな行事のお知らせ

16

探訪 新風館

「入学金は返す必要はないが、授業料は返さない」という傾向ですね。小林 よく「保険料」とかいわれ

て、ほとんどの人が返ってくることをあきらめていたんですね。やっぱり、消費者が声をあげることが大切

ですね。声をあげていくことで、おかしなこと思っていたことが変わっていくんですね。

消費者被害は個人の問題ではなく、社会の構造問題 — 公害問題が認識の転機に —



NPO法人京都消費者契約ネットワーク
理事長/弁護士 長尾治助さん

や薬害などを契機に、こうした被害が、個人の問題というより社会の構造的な問題ではないかと考えられるようになりました。学問の対象としても、法律的な救済という点でも、なぜこうした被害がおこったのか、「被害」という側面から問題が認識されるようになりました。

もちろん、それ以前にも、「一人ひとりの命はかえがたい価値をもっている。人の生命・身体は企業利益よりも優先されねばならない」という認識は存在しましたが、問題を組織的・社会的なものとしてとらえようという考え方がすすみだしたのは、やはり公害問題が契機になって

いると思います。だから、自動車についても、「便利なだけではなく、走る凶器でもあるのだから、その危険性を未然に防がねばならない」という認識がでてきたわけです。

2006年にも立法化される消費者団体訴訟制度をにらんで、事業者による不当な契約条項の使用や勧誘行為の差し止めを申し入れる活動をおこなっているほか、消費者問題において各種の提言や意見を表明する活動、シンポジウムの開催などの活動をおこなっています。

小林 京都生協が、消費者被害の実態把握のために実施した組合員アンケート調査では、約2500人の回答のうち、半数が「消費者被害の問題を知っている」「身近な人が被害にあった」と答え、約150人が「自分自身・家族・知人が被害にあった」という結果でした。あまりの多さに驚きます。「消費者被害」という言葉は、ごく最近出てきたように思うのですが、ふりかえってみると、悪徳商法など被害じたいは昔からありましたね。

長尾 はい。ただ、大きな変化としては、公害問題、つまり食品公害

小林 消費者被害といっても、その内容だけでなく、それをどのように考えるかということも、時代によ



京都府生活協同組合連合会 会長理事

小林 智子



“後追い”対応であった 消費者関連法の整備

小林 被害が時代の特徴を反映するとすれば、消費者の権利をまもるための法律がどのようなかたちで反映・整備されてきたのでしょうか。

長尾 おっしゃるとおりで、その典型が割賦販売法の改正だろうと思います。冷蔵庫やテレビが普及しはじめると、こういった耐久消費財は高価ですから、一度に支払うには負担が重いし、事業者も消費者の負担を重くさせないかたちで恒久的に代金を回収したい。そこで割賦販売となるのですが、代金は信販会社の立替払いというかたちをとることがあ

るので、商品が故障しても、それとは無関係に代金の請求が信販会社からきてトラブルになる、ということが多発するようになったんです。

はじめは、信販会社にたいして、「そういう場合は請求をストップしなればならない」「消費者がクーリングオフを使ったら請求できない」という事項を約款で定めるように行政指導がされたのですが、約款でのコントロールもきかなくなり、消費者センターなど関係者が働きかけた結果、割賦販売法が改正され、「消費者は、売り主に対する『故障

だから代金は払わない』という主張を、信販会社にたいしてもできる」という条文ができました。

小林 ローンをくんで物を買うというクレジット社会の発展にともなうって、被害も出るし、それにあわせて法律も変わってきたんですね。

長尾 被害が多発してきたので、行政も消費者の声を聞かざるをえなくなつて、後追的に法律を改正するんです。欧米は、「基本法」ではなく、「裁判で争った被害者は守られる」と具体的に権利を定めるかたちでスタートしますが、日本では教育でも消費者問題でも、とにかく「基本法」というかたちにして、そのなかで

「国（あるいは地方自治体、事業者、消費者）は…努めなければならない」と宣言するにとどめているのが特徴なんです。

しかも、その基本法をうけて動くのは各行政官庁で、サラ金、証券の信用取引は旧大蔵省の貸金業等の担当係、割賦販売は旧通産省担当というように、縦割り行政の担当部局が、あくまでも経済の発展をにらみつつ、産業政策とのかかわりのなかで消費者被害の救済を考えてきました。

だから、欠陥商品による事故がたくさん起きた後、ようやく製造物責任法（PL法）ができたように、どうしても後追いになるんです。

消費者基本法をどう考えるか 消費者は「権利の担い手」に

小林 そのような経過のなかで、昨年、消費者保護基本法が消費者基本法に改正されました。このなかで「消費者の権利」というものが明確に位置づけられましたね。

長尾 「消費者の権利」については、ケネディ大統領が、「消費者の利益保護に関する教書」のなかで、「安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見が反映される権利を大統領の権限として保障する」とのべ、のちにフォード大統領が、

「消費者教育を受ける権利」を加えて、「消費者の5つの権利」として一般に認識されるようになりました。

そして、昨年に改定・成立した消費者基本法は、消費者を「保護の客体」ではなく、「権利の担い手」であるとし、「自立した消費者」を想定した条文に改正した点では、かなり前進がみられますし、「消費者にも団体訴権を」という内容も入っています。

ただ、懸念するのは、企業経営者



の人たちの考え方の底流には、「事業者にたいする公的規制を緩和しよう」という発想があるのではないかといいことす。

たとえば、よく「消費者の自己責任」が強調されますね。もちろん、これはひとつの理念・理想ですが、現実に事業者と消費者とでは、情報・資金・交渉能力などに大きな格差があります。そういう状態で、「消費者の自己責任」を強調するのはだれかといえば、事業者なんです。

NPO法人京都消費者契約ネットワークに期待される役割

裁判でも、事業者は、「私たちはちゃんと説明した。顧客が決断したんだから、顧客の自己責任だ」と主張するわけです。

小林 メーカーと消費者の条件の格差を、裁判所は考慮しないのですか。

長尾 あまり認識していないと思います。簡易裁判所レベルの裁判官が、そういう現実をふまえて消費者勝利の判決を出しても、控訴審でひっくりかえされる。そういう点は非

常に残念です。最高裁で消費者に有利な判決が出ると、やっと下もそれにならう傾向がみられます。

小林 基本法ができたからといって、無条件に消費者の権利がまもられるわけではないんですね。

長尾 残念ながら、法律で明記されても、現実の判断となると、なかなかそうはいきません。しかし、個々の消費者が対応するのはむずかしいので、たとえば消費者にいちじるしく不利益をおよぼす契約条項や

約款については、事前に消費者団体が交渉して直させたり、実際に被害が発生した場合の損害賠償請求については、消費者団体が団体訴訟権を行使できるように消費者契約法に明記したりする必要があります。少なくとも、「不合理な条項にたいして、裁判を起こして消費者側が勝つたら、同様の条項はほかのケースにもあてはまる」というかたちにしておけば、その後の被害は未然に予防できるでしょう。

小林 いま、日本でも、消費者団体訴訟制度をつくらうというところで

国も動いており、NPO法人京都消費者契約ネットワークの活動が注目されています。どのような活動をなさっているか、ご紹介いただけますでしょうか。

長尾 私たちは、「事業者と消費者の社会関係は契約である」という点に着目して、人権救済や消費者の適正な利益の擁護はもちろん、契約被害を研究し、被害者の声を整理して、事業者に働きかけたり、不当な契約条項や不公正な勧誘行為の是正活動、消費者団体による団体訴訟の早急な実現にむけた運動などをおこなっています。

小林 たとえば、特徴的な活動としては……。

長尾 賃貸借契約を終えるさい、家賃を滞納していないのに敷金が戻されないというトラブルがありました。このとき、私たちは「敷金110番」に取り組みました。

あるいは、塾など教育サービス産業では、契約が長期にわたる場合が多く、中途解約時の払い戻しについて、事業者本位の契約条項が多いんですね。それで、私たちが契約条項をチェックして、業界団体に再考を申し入れたら、「当該不当条項を削除するよう、〇〇社をご指導ください」というかたちで業界団体に要請したりしています。

小林 実際に訂正された事例もあるんでしょうか。

長尾 あります。貸金業者が借り手に無断で債権を譲渡してしまうケースの場合、業者が定めた契約では、「借り手は異議が申し立てられない」とされていたので、

「そんな条項は不当だ」と申し入れて、「検討する」という返事をもらいました。



学者・弁護士・司法書士・消費者相談員と どう向き合うか

小林 消費者の自立性を確保し、消費者被害を救済するために、団体訴権制度は必要性をまずだろろうと思います。京都の生協としても、長尾先生はじめ、また消費者団体がいっしょになって、消費者契約にかかわ

る問題に熱心に取り組んでおられるみなさまがたにご協力させていただいて、消費者被害を少なくしていけたらと思っています。わたしも京都府生協連の理事会でも、昨今の消費者被害の状況と対策、こんごの消費者政策のあり方、生協にもとめられる課題などについて議論しながら、ことし、NPO法人京都消費者契約ネットワークへの加入を決めました。

長尾 生協は消費者の協力・協同によって利益をまもろうという目的で結成されました。欧米では消費者協会など、事業組織ではない消費者団体が力をもち、活発に活動しているのたいして、日本では生協をぬきに消費者運動や消費者団体については語れないという状況です。

一方、日本の生協は、事業活動もなさっていますから、事業者性はぬぐいきれず、当然、団体訴権の担い手として適格なのかという

議論もでてくるわけです。しかし、事業活動を直接していない連合会レベルであれば、団体訴権を行使する資格要件については問題ないでしょう。

私個人としては、さきほどおはなししましたように、日本の消費者運動や消費者団体は、生協活動ぬきには考えられないので、そういう日本社会の特徴を考慮して、「連合会だけでなく、事業活動をしている生協そのものにも、団体訴権を行使する機会を認めてもいいのではないか」と考えています。

小林 生協のはたすべき役割が日本ではとくに大きいということ、しつかりうけとめていきたいと思えます。

長尾 生協の組合員さんは貴重な存在ですよ。現実には、いろんな集まりで消費者として発言なさっているし、最初におっしゃったアンケートも、たいへんな回収数だと思います。生協のみなさんには、今後がんばっていただきたいですね。

小林 冒頭の入学金や授業料のなしも、当初は「払わねばならないものだ」と思い込んでいたけれど、よく考えてみれば、不当で、実際に

声をあげること、社会通念を変えることができました。こんごも、消費者の声を代表できるように、学習もふくめてがんばっていきたいと思います。京都消費者契約ネットワークに講師をお願いすることもあるかと思えますし、京都府生協連もその一員として必要な役割をはたしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

長尾 もちろん、喜んで協力させていただきます（笑）。

小林 こちらこそ、よろしく願います。



※消費者団体訴訟（団体訴権）制度

一定の条件を満たす消費者団体にたいして、消費者全体の利益を擁護するために訴訟を提起する権利を認める制度。消費者団体が消費者に代わって事業者の行為を監視するという観点から、主として、不当な契約条項や不適正な表示・勧誘行為の差止めを請求する訴訟について検討されている。差止め請求訴訟は、被害が発生・拡大する前に不当な契約条項の使用や不適正な表示・勧誘行為を是正させることによって、消費者被害の予防や拡大防止を目的とするものである。このほか、少数多数被害への対応のために、消費者の損害賠償について消費者団体が関与する制度の創設を求める声も強く、検討課題となっている。（日本生協連・用語解説から）

長尾先生の経歴



1932年生まれ。早稲田大学大学院で民法を専攻

する。文部省内地研究員として東京大学で契約法を、在外研究員としてロンドン大学で消費法を研究する。立命館大学へは1976年から1997年まで在職し、民法と消費者法を担当する。おもな著書として、『消費者私法の原理』（有斐閣）などがある。現在は、立命館大学名誉教授、弁護士。

（写真撮影・有田知行）

顔が見える 声が届くコープの輪！ ワッ！

京都生協が「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」を開催



午前
試食・
展示会

55品すべては食べられない。どれにしようか…ナ？



メーカー・生産者のアピールタイム



子どもたちもたくさん来てくれました！



午後
全体会

小林智子・京都生協理事長（京都府生協連会長理事）があいさつ



北は北海道から南は鹿児島まで総勢約100人の産直生産者・関係団体のみなさん



たまごの生産者や関係取引先、組合員・職員あわせて45人が舞台上がって報告しました



和歌山からけつけたコープしもつみかんの生産者。後継者のみなさんは元気いっぱい！



会場は立ち見も出るほど

試食してよさを知る

生協でしか手に入らないコープ商品や産直商品。これらの商品を真ん中にして、生協組合員・役員、メーカー・生産者など、関係者が一堂に会して交流を深め、京都生協の「第7回コープ・産直・地場商品大交流会」が、2月26日、龍谷大学深草学舎にて開催されました。午前中は、近畿7生協が共

生産者と組合員の心をひとつに

同で開発した商品や産直商品などの展示・試食会で、約700人の人出でにぎわいました。たくさん用意された試食品も昼までにはほとんど底をつきました。（試食55品目、展示45品目）午後からの大交流会は午前をうわまわる盛況ぶり、約800人が参加。立ち見が出

るほどでした。小林理事長のあいさつのあと、第1部は「商品活動事例発表」。とくに昨年は、鳥インフルエンザや台風被害が発生したこともあり、産地・生産者と組合員のかたい絆で結ばれた事例報告に、会場は熱い共感につつまれました。第2部では、全国から参加された総勢約100人の産直生産者・関係団体が紹介されました。「これおいしいね」

の声を広めましょう」など、「2005年度にたいせつにしたいこと」が提案されました。最後に、大交流会実行委員会が、2005年度の商品活動について、「これまでの活動の到達や『食と健康』の方針をふまえて、食べる楽しさ、つくる楽しさ、広げる楽しさを、一緒になってすすめていきますよ」というテーマをアピールして終了しました。

京都市消費生活条例 全会一致で採択

3月18日、京都市会に提出されていた京都市消費者保護条例にかんする改定案が全会一致で採択され、「京都市消費生活条例」としてあらたにスタートすることになりました。施行は、10月1日から。

京都市消費者保護審議会（会長・野村秀和・京都大学名誉教授）で2003年12月より議論が開始されて以降、のべ11回にわたる検討が重ねられ、2004年12月に最終答申として市長に提出されました。この答申にもとづき、京都市会に条例案が提出されていたものです。



04年9月に開かれた公聴会、野村秀和会長

は、小林智子・京都生協理事長が委員として参加し、消費者の視点から積極的な提案をおこなっていました。

「消費者権」というあらたな京都市の独自のキーワードを軸に

新条例は、第1条で「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差、社会経済情勢の変化等にかんがみ、消費生活施策の基本理念を定めるとともに、本市及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者団体の役割その他消費施策に関し必要な事項を定めることにより、第3条第1項に規定する消費者権の実現を図り、もって消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与することを目的とする」とのべています。消費者の権利について、「消費者権」というあらたらしいキーワードでくくり、具体的に7項目を規定していることが特徴のひとつです。

「始末の文化」「食の安全」などを基本理念に

第3条では、京都市が食文化、始末の文化など、京都市固有の生活文化が根付いていることを指摘し、消費生活施策はこうした生活文化を尊重して推進されなければならないことをうたっています。そして食の安全を確保し環境に配慮すること、高度情報通信社会の進展に的確に対応することを、「基本理念」のなかに盛り込んでいます。

消費者権の侵害にたいする緊急措置

消費者権利の侵害の発生または拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、市長は「商品等の名称、事業者の氏名または名称その他必要な事項を公表することができる」という条項が盛り込まれたことも特徴のひとつです。悪質な事業者にたいしては、さらに勧告をおこなった時点で、当該事業者が

所属する事業者団体及び契約関係にある事業者（クレジット会社など）等に、勧告した旨とその内容を通知できる規定を新たに設け、より効果的な対応がはかられることになりました。

消費生活基本計画の策定

条例は「消費生活施策を総合的かつ計画的に実施する」ため、消費生活基本計画を策定することとしており、こんご、消費者被害にたいする実質的な対応が「PLAN（計画）」→「DO（実施）」→「CHECK（進捗点検）」→「ACTION（是正措置）」のマネジメント・サイクルです。すめられることが期待されます。

消費者への情報提供・教育の推進

消費者にたいする支援措置として、「市、事業者、事業者団体及び消費者団体は、食の安全及び環境に配慮した商品等に関する情報その他消費生活を営む上で有益であると認められる情報の入手にためなければならぬ」とされ、その迅速性と適

切性をもとめています。

消費者教育の推進については、「本市は、消費者の年齢その他の特性等に配慮」するとともに、「家庭、地域、職場、学校その他の場において、消費者が消費生活について学習する機会が拡大が図られるよう、必要な施策を講じなければならない」としています。

行政・事業者・消費者相互の協力

条例は「本市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、相互に、その果たす役割を理解し、協力する」と定め、京都市は「相互理解が増進され、協力が推進されるよう、情報の提供、交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずる」として、いることも特徴のひとつです。

◆ ◆ ◆

こんご、京都市における消費者施策が新条例を基礎に、どのようななかたちで具体的に運用されていくか、注目されます。新条例の説明会・意見交換会などの開催が必要です。

京都府 食の安心・安全の確保に むけて条例策定へ

山田知事が議会答弁

3月18日、山田啓二京都府知事は予算特別委員会で「府民の総意として食の安心・安全に取り組みことを宣言し、

総合的な施策推進を条例に盛り込みたい」とのべ、京都府における食品の安全性確保にむけての条例づくりに着手したことをあきらかにしました。

昨秋に実施された「きょうと食の安心・安全アクションプラン中間案」への意見提出のなかでも、「京都府として独自の条例をつくって対応してほしい」との要望がいちば

多かったこともあり、食の安全をもとめる府民の願いにすばやくこたえたものと評価できます。

昨年、京都府丹波町での高病原性鳥インフルエンザの発生や野菜・牛肉・魚等についての不適正な表示事件があいついこと、またBSEにかんする検査基準の見直しがすすめられようとしていることなど、食品安全行政への不信と消費者の不安がひろく横たわっているなかで、京都府が条例づくりをスタートしたこ

とは、時宜をえたものです。

条例の制定にあたっては、「京都の地域特性をふまえながら、食品の生産・流通・消費にかかわるすべての関係者が一歩一歩前進していくための具体的な「仕組み」として結実することが期待されます。

食品の安全にかんする条例を制定している都道府県は、北海道・秋田・宮城・群馬・埼玉・東京・岐阜・大分・熊本の9県で、千葉・神奈川・長野・新潟でも検討がはじまっています。

◇ ◇ ◇

京都府生協連・小峰専務理事は、京都市にたいし、以下の意見を提出しました。京都市にたいしても、意見を提出しています。

◇ ◇ ◇

「1」 「I食品衛生重点監視指導対策」について

「I食品衛生重点監視指導対策」の前後に、以下を盛り込んでください。「平成17年度より京都市における『食の安全・安心にかかわる基本方針』『食の安全・安心アクション計画』『京都市食品安全基本条例』の策定作業をすすめる」

「2」 「II収去検査（抜き取り検査）」について

「監視指導計画案」では「平成17年度収去検査計画（別添）」を定め、同計画に基づき、収去検査を実施します」とのべられています。

食品等の収去検査実施計

画を公表してください。

「3」 「I食品衛生重点監視指導対策」VI食中毒等健康危害発生対策」をつうじて「平成16年度計画」の直近の実施状況がうかがえないため、どのような問題発生状況か分析・評価をおこない、「平成17年計画案」の重点課題を設定しているのか、意見が出にくい状況となっています。本市における、直近の「法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況」をあきらかにしてください。

「4」 「VIIリスクコミュニケーションの推進」について

パブリックコメントにさいしては、終了後、住民の意見の特徴について整理をおこないながら、これにたいする行政サイドの「考え方」をあきらかにし、公表することが一般におこなわれています。本市におかれても同様の作業を実施し、公表してください。

「5」 その他

表示にかかわる監視指導の強化について、あらたに1項をおこしてください。

京都府生協連としての要望意見一条例に盛り込んでいただきたい事項

- (1) 行政における、「生産から消費まで」の一貫した監視指導体制の確立
 - ①食品安全基本計画の策定
 - ②食品の安全性にかんする情報収集および調査
 - ③措置勧告
 - ④総合推進部局の新設
- (2) 消費者視点にもとづく府民参加
 - ①消費者代表が参加する「きょうと食の安心・安全審議会」の設置
 - ②情報交換・相互意思疎通の促進措置～多彩なリスクコミュニケーション
 - ③食品安全施策申出制度
 - ④消費者教育・学習の推進措置
- (3) 事業者の自主的な取組みを促進する仕組み
 - ①ブランド認証制度
 - ②食品安全推進業者登録制度
 - ③自主回収制度
 - ④事業者による情報公開の促進措置

京都議定書発効は

地球環境と人類の未来を守るための一歩

京都議定書発効記念パレード

2月16日、日本時間で午後2時、京都議定書が発効しました。これを記念して、京都市役所前〜円山公園までパレードがおこなわれ、道行く市民にアピールしました。

京都府生協連も、京都生協の組合員・職員のみならずといっしょにパレードに参加しました。



▲京都生協のみなさんといっしょに

▶パレードの先頭を行く浅岡美恵・気候ネットワーク代表と原強・NPO法人コンシューマーズ京都理事長

▼出発時雨でしたが、議定書発効の午後2時には雨もあがった！



▶「ストップ！地球温暖化」始めよう、京都から！

この地球上に住むすべての生きものにとって、かけがえない地球。石油や石炭などの化石燃料への依存から、温室効果ガスの排出量は増加の一途をたどり、地球の温暖化は急激にすすんでいます。そうしたなかで、京都議定書が発効しました。

■京都議定書発効の2つの条件

京都議定書は、先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値を設定したもので、1997年12月に京都で開催されたCOP3(国連気候変動枠組条約第3回締結国会議)で採択されました。議定書が発効するためには、①55カ国以上の国の締結、②締結した先進国の二酸化炭素の排出量が先進国全体の55%以上、という2つの条件を満たすことが必要で、両方がそろった日から90日後に発効すると決められました。

■ロシアの批准で、ついに発効

40カ国と欧州連合が京都議定書を締結し、すでに①の条件はクリアしていました。昨年11月18日にロシアが批准し、これで締結した先進国の二酸化炭素の排出量が61・6%となり、②の条件もクリア。それから90日後の2月16日に発効したのでした。

これによって、先進国による温室効果ガス削減の取り組みは、地球環境と人類の未来を守るために法的拘束力をもった、意義ある一歩を踏み出したことになりました。

一方、最大の排出国のアメリカが離脱したまま、また、大量排出国のインドや中国が途上国として削減義務を免除されているなどの課題は残っています。

■日本は90年比6%の削減が必要

日本は、02年6月に批准しました。日本には京都議定書を決定したCOP3の議長国として、国際約束を履行する重要な役割があります。日本が京都議定書で義務づけられている温室効果ガス削減目標は、90年比で6%の削減です。03年までに8%増加しているため、08〜12年の間に、あわせて14%の削減をしなければなりません。

京都生協の取り組み

昨年6月、京都生協では「温暖化防止自主行動計画」を策定しました。自主計画にもとづき具体化をはかり、取り組みをすすめています。

■温暖化防止自主行動計画とは
取り組み期間は04年〜06年で、CO₂の削減目標は、今後3年間で供給点数1点あたり▲8%以上(02年度比)をめざしています。

自主行動計画は、技術的に導入可能な削減対策や検討の進捗状況を踏まえ、毎年3カ年計画として見直しをおこなうこととしています。計画の枠組みでは、京都生協本体だけでなく、子会社や委託業務もCO₂排出量にカウントします。そのため、配送などの委託業者とも連携を図りながら、目標達成をめざしています。

昨年6月以降の取り組みの効果として、目標が明確になったため、店舗において電気使用量

京都グリーン購入 ネットワーク設立記念イベント

「祝京都議定書発効！京都の企業、行政もがんばるぞ」

京都議定書発効を記念し、3月20日には、京都グリーン購入ネットワークが、中京区で設立記念イベントを開催。行政、企業、市民団体、大学生など約70人が参加しました。

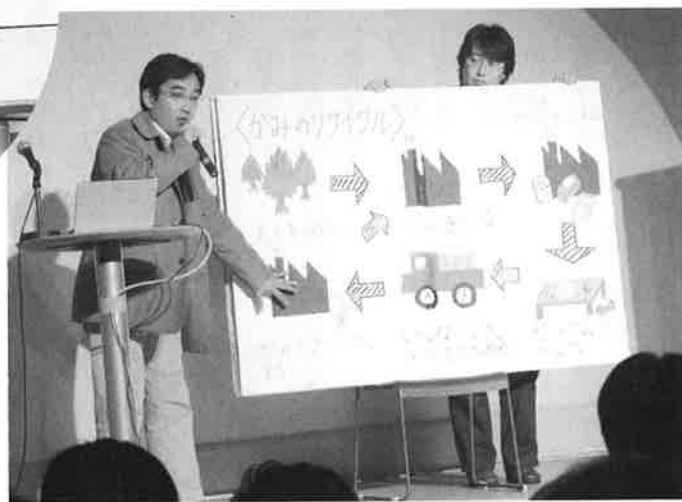
京都府・京都市の「グリーン購入の取り組み」発表について、高校、ホテル、企業、大学生、病院など、全部で9件の環境へのさまざまな取り組みが発表されました。なかでも「廃棄物ゼロエミッション達成」（埋立ゼロリサイクル率100%）の先進企業の報告に驚き、文具メーカーによる小学校への出前講座「紙の旅」の紹介に会場はなごやかな雰囲気につつまれました。

京都グリーン購入ネットワークの堀孝弘事務局長は、閉会のあいさつで「京都議定書目標、90年比6%とオーバー分8%の計14%削減は不可能だと思っていたが、きょうの発表を聞いたら不可能ではないとわかった。この流れを加速させたい。京都議定書をこの京都から達成していきたい。京都グリーン購入ネットワークが手をつないでいけば達成できる。がんばるぞ」と力よく呼びかけ、会場からは「オー！」の掛け声がひびきました。

「オー！」の掛け声がひびきました。



▲「京都は世界から環境先進地域とされている。その通り、といえるようにがんばらないといけない」と堀孝弘事務局長



▲出前講座「紙の旅」の紹介～大きな手作り絵本は小学生にも大評判だそう



▲（社）京都工業会 理事の津村昭夫氏が代表あいさつ



▲会場には、資料や見本などが展示され、注目を集めました

■京都グリーン購入ネットワークはグリーン購入の普及を通じて、京都のものづくりや人々の暮らしが、より環境に配慮したものになるよう働きかけていくネットワークです。昨年11月に誕生しました。企業や自治体、民間団体、個人を会員としています。3月現在、会員は89団体（個人ふくむ）となっています。京都府生協連・大学生協京都事業連合・京都生協も京都グリーン購入ネットワークの会員で、府連と事業連合は幹事を行っています。

■グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品や資材、サービスなどを購入する際に、環境負荷の少ないものを優先して購入すること。このグリーン購入が社会に広まれば、環境配慮型商品のマーケットが拡大し、企業の製品開発や環境保全活動の促進につながります。

たとえば、最も省エネタイプの国産冷蔵庫と基準ぎりぎりの商品を比較した場合、販売価格は省エネタイプが約2倍も高いけれど、10年間の電気代は省エネタイプが3分の1以下で、トータルコストは省エネタイプが安くなるといわれます。商品を選ぶときには、販売価格のみにとらわれず、はたしてどちらがお得か、環境にやさしいかをよく考えたいものです。

が削減されてきている、廃プラリサイクル向上にむけて前進してきている、などが見えてきているそうです。

■なぜ目標を供給点数1点あたりで設定したのか？

目標を供給点数1点あたりで設定した理由は、次の3点にあります。

- ①生協はくらしの向上に貢献するために、商品利用が広がることを大切にしています。
- ②そのため、ご利用いただく商品の供給に必要なエネルギー削減によるCO₂の削減をはかります。
- ③CO₂削減につながる商品をより多くの方にご利用いただくことは、事業活動とくらしが結びついた生協らしい取り組みです。





篠田武司理事長

立命館生活協同組合

組合員4万人のキャンパスライフをサポート

小林智子会長理事が会員生協の理事長を訪問。生協トップとしての抱負や関心、組合員の活動などについておはなしをうかがいます。今回は、立命館生協の篠田武司理事長をたずねました。



学生たちのアイデアや力を生かした運営を

小林…さっそくですが、先生はい

つ理事長におなりですか？

篠田…去年の春です。

小林…ご就任のきっかけは？

篠田…前任者（中谷義和先生）から、なりなさい（笑）といわれまして。わたしは生協のヘビーユーザーですが、まさか理事長をやるとは思いませんでした。

小林…いま、生協についてどんな

関心をおもちですか？

篠田…自分は経済学者なので、やはり現実問題として経営問題に目がいきます。現在、立命館生協の組合員は、学生・教職員あわせて約4万人います。学生たちはいろいろなアイデアや能力をもっています。それを生協の運営に生かせば、もっと経営はよくなると思います。生協委員が自分たちだけでやらないで、多くの学生をまきこんでコーディネートするの役目をつよめていけば、全体が活性化すると思います。

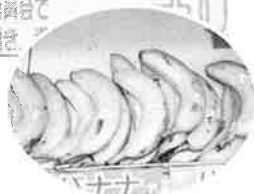
小林…京都生協でも同じです。28

行政区に10人前後の委員さんがいて、自分たちだけでやるのではなく、地域の組合員さんが参加しやすいようにコーディネートするスタイルで10年やって、ようやく定着してきました。とくに若い人たちは、自分の関心あるところから入ってくるので、いかにその関心で接点をつくるかが大事になっていきます。そして、その後のうまく育てる力が委員さんたちには問われるんだと思います。

篠田…おいしいパンが食べたいという学生たちが、自分たちで食べ歩き、自分たちで提案して、いま生協店舗で焼きたてのパンを扱うようになっていきます。（写真参照）



組合員の力で
実現しました！



焼きたてパンの
コーナー（上）
バナナは1本で
売っています（右）

小林…フットワークの軽いことが学生組合員の特徴ですね。

組織運営で工夫している

小林…生協職員の研修はどんなことを？

篠田…去年は、外部の協力もえて、ワークショップ形式の研修をおこないました。自分たちで問題を発見し、それをどう変えるか、そのためにどうするかをみんなで考え、日常の仕事でやってみる。そして再度集まって話しあう。日常仕事に迫られていると、なかなか問い直せないので。成果が出ていますよ。

小林…ほかに運営上工夫していることは？

篠田…大学の施設が離れていますから、生協の事業所も離れています。そのため、これまで理事会はテレビ会議でした。でも最近では、やりくりして、みんなで会議室に集まって会議をしています。店長にも参加してもらっています。理事と現場の意思疎通をはかるためですが、やはり、「フェイスツーフェイス」はいいです。

生協の役割は、学生の健康・生活支援、教育支援も

小林…ところで、二条に新キャンパスができませんか。

篠田…はい。新キャンパスの院生・教職員は最大で1000人程度です。採算が取れるかどうかという問題はありますが、ぜひ生協として福利厚生面をサポートしたいと考えています。

小林…採算の問題があるとしても、大学の福利厚生面をサポートするのは生協の役割ですね。

篠田…生協は、福利厚生面だけでなく、独特な役割をもっています。学生にたいして、健康

立命館生活協同組合

代表者/理事長：篠田 武司 専務理事：沼沢 明夫
所在地/京都市北区等持院北町56-1
事業高/623,589万円(2003年度末)
組合員数/40,937人(//)
設立年月日/1962年2月15日

衣笠、BKC(びわこ・くさつキャンパス)につづき、大分県別府市の立命館アジア太平洋大学、深草と宇治の付属中等学校もふくめて生協活動の輪が大きく広がっている。学生の成長と学園の発展に貢献する生協づくりをめざしている。



生協衣笠センター入口。霧田気がなんとモカワイイ!

や生活支援のほか、インターンシップなど教育面の支援もしています。たとえば、びわこ・くさつキャンパスでは、生協が取引している農家で、学生20人あまりが、田植えから稲刈りまで農作業体験のインターンシップをして、単位もとれるという取り組みを開始します。

小林…それは生協だからできることですね。そのほかにもコープ牛乳の生産者の家でのインターンシップもありますね。

「たべるたいせつ」の取り組みを「こども」「若者」「高齢者」

小林…昨年から京都府生協連の会長をお引き受けして、もっと生協どうし、連携できないかと思うようになりました。これまで医療生協と地域生協が「健康相談会」を取り組むということはありません。

篠田…じつは、最近おもしろい変

化がおきています。数年前からアメリカンフットボール部むけの食事メニューを生協で提供するようになり、食堂で1回一人分2000カロリーの特製メニューをつくっています。しっかり食べることで試合にもどんん勝つていきました。するとほかの体育会系クラブもすっかり食べることにがたいせつだとわかってきたのです。それを一般学生にも広げていこうと。

小林…「たべるたいせつ」が学生のあいだでも大切なテーマになっているんですね。ところで、学生は全国から来ているんですね。その学生たちに「京のおばんざい」を食べてもらおうというのはいかがでしょう?

篠田…それはいいですね。京都のふつうの人たちが食べているふつうの料理を味わうことなく、京都を離れる学生もいっぱいいると思います。

小林…立命館の食堂で、京のおばんざい試食会などを企画できたらいいですね。学生も喜んでくれると思います。

篠田…実現できたらいいですね。

京都府生活協同組合連合会

19 会員生協

- 〔地域生協〕
 - 京都生活協同組合
 - 生活協同組合エル・コープ
- 〔大学生協〕
 - 京都大学生生活協同組合
 - 同志社生活協同組合
 - 立命館生活協同組合
 - 龍谷大学生生活協同組合
 - 京都府立医科大学・府立大学生生活協同組合
 - 京都工業繊維大学生生活協同組合
 - 京都教育大学生生活協同組合
 - 京都橋学園生活協同組合
 - 池坊学園生活協同組合
 - 京都経済短期大学生生活協同組合
 - 大学生協京都事業連合
- 〔職域生協〕
 - 京都府庁生活協同組合
- 〔医療生協〕
 - 京都医療生活協同組合
 - 乙訓医療生活協同組合
 - やましろ健康医療生活協同組合
- 〔共済生協〕
 - 全京都勤労者共済生活協同組合
- 〔住宅生協〕
 - 京都労働者住宅生活協同組合

「30代・40代から考える年金」をテーマにライブフリップセミナーを開催

ライブフリップセミナーは、京都府生協連と京都生協共済会の共催で開かれたもので、今回は、「30代・40代から考える年金」をテーマに、1月22日、平安会館（上京区）にて開催されました。講師は、テレビ・ラジオなどでおなじみの井戸美枝先生で、年金についてわかりやすくお話ししていただきました。午後からは、年金がいつからいくらもらえるか、退職後いくら生活費が不足するかなどを計算し、不足分の補填のための対策



熱心に聞き入るみなさん

についても学びました。会員生協の役員、あわせて42名が参加しました。

04年度監事・役員研修会
テーマは「個人情報保護ガイドラインについて」

2月9日、せいきよう会館で「2004年度京都府生協連監事・役員研修会」が開催されました。テーマは「生協における個人情報保護ガイドラインについて」で、50人あまりが参加しました。講師に日本生協連政策企画部の川村恵彦氏をむかえて、生協としての基本的な対応のあり方について学び、各会員の取り組み状況について交流しました。



タイムリーなテーマが関心をよびました。
円内は蔭山琢也主事



つづいて、京都府商工部消費生活室の蔭山琢也主事より、「京都府からの問題提起」指導検査等とおして」と題して報告がありました。

近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会

2月22日、せいきよう会館にて、近畿農政局と近畿地区生協府県連協議会との意見交換会が開催されました。近畿農政局からは、山川雅典局長はじめ、各府県の農政事務所をふくむ14名の方が、生協からは、近畿6府県の生協連・日本生協連関西地連の役員など15人が参加しました。

前半に、農政局と関西地連からの食品安全を中心とした取り組みの報告と質疑、後半は「BSE問題を中心としたリスクコミュニケーションの現状」「牛肉トレーサビリティシステム」「食品表示」の3つのテーマで農政局からの報告と質疑がおこなわれました。短時間でしたが、各府県の地域特徴にもとづいた生協活動を反映した意見交換の場となりました。



29名が参加し、充実した意見交換の場に

「食の安全とわかりやすい食品表示」の学習会

NPO法人 コンシューマーズ京都主催による学習会「食の安全とわかりやすい食品表示」が、2月23日、コープイン京都にておこなわれました。順天堂大学医学部教授で、食品表示に関する共同会議（※）座長の丸井英二先生を講師にむかえ、食の安全・表示問題にかんする最新の知見を聞く絶好の場となりました。

京都府生協連は、ブランド卵の見本を展示し、坂本茂事務局長が、卵の期限表示をめぐる現状について報告しました。

※共同会議には、厚生労働省（食品衛生法）と農林

水産省（JAS法）の両省から代表が参加しています。



卵には疑問と思われる表示が多い。
円内は丸井英二先生



京ブランド食品認定事業
すすむ

3月6日、京都市内で京都府食品産業協議会創立30周年記念式典が開かれ、小林智子会長理事・坂本茂事務局長が出席しました。式典第1部では、瓢亭14代当主・高橋英一氏が「京の食文化に思う」と題して記念講演。第2部では、京都府立大学教授・南出隆久氏が京ブランド食品認定事業についてのべ、2004年度認定された京ブランド食品は273品目にのぼったと報告しました。京ブランド食品認定委員として小林会

長、認定ワーキング委員として坂本事務局長が参加しています。



COOPP牛乳産直交流協会 第15回総会開催

4月3日、鳥取県COOPP美敷牧場・ふれあい研修館で、COOPP牛乳産直交流協会第15回総会が開催され、全議案が採択。新会長には、山本祐司・京都生協常務理事が選出されました。京都府生協連からは小峰耕二専務理事が協会理事をつとめています。総会とあわせて美敷牧場記念碑の除幕式がおこなわれ、酒井克彦・大学生協京都事業連合専務理事、高田艶子・京都府生協連理事が参加しました。

協会は、京都生協、コープしが、鳥取県生協、大学生協京都事業連合、京都協同食品プロダクト、大山乳業農協、鳥取県畜産農協、京都府生協連の8団体で構成。「酪農と肉牛の生産加工および乳・肉製品の消費に関する産直交流を

行つて相互理解と信頼関係を深め、生産と消費のそれぞれの協同組合の発展を図ることを目的にしています。



美敷牧場記念碑の除幕式

NPT再検討会議 生協代表派遣 学習・激励会

4月末～5月はじめにニューヨークで開かれる「NPT（核不拡散条約）再検討会議」に全国の生協から代表を派遣することになりました。京都生協からは2人が参加します。4月2日、「代表派遣 学習・激励会」がせいきよう会館で開催され、31名が参加しました。代表の花垣ルミさん（北行政区委員）と渡辺明子さん（常任理事）から、「核兵器廃絶の『明確な約束』をおこなった核兵器保有国に実行を求める大切な会議に、多くの組

合員の核廃絶の願いを届けた」「帰国後、一人でも多くの組合員にNPT再検討会議で話しあわれた内容を伝えたい」と決意表明がありました。



代表の花垣さん（左）と渡辺さん（右）

京都大学桂キャンパス 福利棟竣工披露式

4月8日、京都大学桂キャンパス内の福利厚生施設・福利棟の竣工披露式がおこなわれました。桂キャンパスは、吉田、宇治につぐ第3番目のキャンパスで、03年秋から、施設の完成にもなつて工学研究科、情報研究科の一部がすでに移転しています。福利棟の1階には、フレンチレストランと生協ショップ、2階には、カフェテリアとカフェ（ともに生協が運営）、保健管理センターを備えています。待ちに待った福利棟のオープンで、関係者の喜びもひとし

おでした。



あいさつされる尾池和夫総長

マスコミ関係者と京都府生協連役職員との懇談会

3月8日、平安会館にて、京都に本支局を置く新聞・放送編集者と、京都府生協連役職員との懇談会が開催されました。京都の生協活動の現状と課題をマスコミ関係者にお知らせし、意見交換・懇親する場として毎年おこなわれているものです。

開会にあたり、京都府生協連の小林智子会長理事と、読売新聞社京都総局の田山一郎総局長（写真下の右）からあいさつがありました。

生協からは、2004年度の特徴的な活動紹介として、①「地域生協の活動」個配事業・コープきんき事業連合などについて（京都生協 梅木雄児社会的責任経営推進室マネジャー）、②「大学をめぐる情勢と大学生のくらしの実態」

懇談会にご参加いただいたみなさん（順不同・敬称略）

会社名	役職名	氏名
NHK京都放送局	放送局長	光井正人
NHK京都放送局	放送部長	榎本榮三郎
共同通信社京都支局	支局長	蘭部英一
時事通信社京都総局	総局長	榎本雅晴
日刊工業新聞社京都支局	支局長	平野健
日本経済新聞社京都支社	支局長	岡松卓也
フジサンケイビジネスアイ京都支局	支局長	小林茂
毎日新聞社京都支局	支局長	中島章雄
読売新聞社京都総局	総局長	田山一郎

あいさつをのべ、終了しました。

と京都府生協連役職員との懇談会



おもな行事のお知らせ

京都府生協連

第52回通常総会

【日時】

6月14日(火)

午後1時30分～5時(予定)

【会場】

池坊学園洗心館6階第1会議室

下京区四条室町鶏鉾町49-1

ピースリレー2005

京都・平和行進

【日程】

6月21日(火)～26日(日)

2005年

国際協同組合デー

第16回京都集会

【日時】

7月6日(水)

午前10時30分～午後3時30分

(予定)

【会場】

みやじ歴史の館(予定)

【テーマ】

「森・里・海のつながりを見直そう」協同組合が果たす役割

探訪 新風館

鳥丸三条の地に新しい風を吹かす

かつて、土日には、ほとんど人通りがなかったといわれるのがウソのような新風館のある鳥丸三条界隈。4周年をむかえ、来館数は4月はじめに、ついに1,000万人を突破しました。また、この4年間に、半径500m以内に250店もの新たな物販店、飲食、サービスなどの店ができたといいます。

鳥丸通に面した建物は、通信時代の礎を築いた大正15年築の旧京都中央電話局舎。電話交換オペレート業務終了より10年をへて、京都市の有形文化財として指定を受けるなか、マンションまたはオフィスビルにという計画をあらため、「新風館」として新しく生まれ変わりました。

□の字型の建物、広い中庭、イベントホール、オープンスペースと、ここはまるで別世界。街中を心地よい新風が吹きぬけていくような空間です。運営するのは(株)親風社中で、「親」の文字を当てているのは、「新風館」の親として育てていきたいとの願いが込められているとのこと。施設所有者のNTT都市開発(株)とのコラボレーションで運営しているそうです。

365日、いつ行ってもなにかやっている。それが新風館のめざすところです。ファッションショーや

ライブ、華展、写真展などなど。ときには映画の試写会もやったりします。1階と3階にある飲食店は夜11時まで営業しています。なかでも3階にある京野菜を使ったカジュアルレストランが人気を呼んでいます。

去年10月、京都府との連携で、新しい京都ブランドの創造をめざす、意欲あるデザイナーを支援する「京都スタイル」が3階にできました。現在10店舗が出店しています。また、1階中庭の屋台スペースには、京都市と連携したお店が5店舗出店しています。

「ここは、いやしの場になっているようで、犬の散歩がてらに來られる方もいます。人と人が集える環境づくりとともに、地域に根づく商業施設として新しい風を吹かそうとはじめたことが、いまにつながっています」と胸をはる副館長の佐々木伸也さんでした。



2階から見た中庭。中央にホールがあり、施設全体が開放感につながっています



京野菜を使ったレストランも。

新風館

■ 営業時間

ショップ AM11:00～PM8:00

⇒毎週金・土・祝前日のショップの営業時間は夜9時まで

レストラン&カフェ AM11:00～PM11:00



▲新風館入口(鳥丸通に面している)
▲佐々木伸也副館長



■ 交通

- ・ JR京都駅より地下鉄丸線「鳥丸御池駅」下車⑥番出口徒歩1分
- ・ 阪急「鳥丸駅」下車北へ徒歩5分
- ・ 京阪三条駅より地下鉄東西線「鳥丸御池駅」下車⑥番出口徒歩1分